

資料提供
 令和3年5月28日
 担当：広島県対策本部
 担当者：新型コロナウイルス
 感染症対策担当 渡部
 直通：082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年5月26日(水)及び27日(木)に、新型コロナウイルス感染症の患者が29例確認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内10338～10366例目です。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

- 【発生数】 5市4町で、10歳未満～90歳以上 計29人
- 【症状等の度合】 中等症1(60代1人)、軽症26、症状なし2
- 【入院等の状況】 入院中3、宿泊療養中8、調整中18
- 【他事例との関連】 濃厚接触者10、接触あり9、調査中10
- 【県外往来等[※]】 あり3

※ 発症(無症状は検体採取日)前14日以内の県外・海外との往来
 ・ 再陽性の患者はいません。

市町名/年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
尾道市				1	2		1		1	1	6
府中市	1		1								2
府中町		2		1		1	1				5
東広島市		1				3	1	1			6
安芸太田町										1	1
大竹市					1			1			2
廿日市市			1		1		2				4
海田町			1								1
北広島町						1	1				2
合計	1	3	3	2	4	5	6	2	1	2	29

【県民、事業者の皆様へ】

- 外出は、外出機会と時間を合わせて半分に削減(20時以降の外出は更に削減)してください。
- 事務所や事業所ごとの出勤者(勤務形態によっては執務室内の定員)を7割削減するとともに、20時以降の勤務を抑制してください。
- 県境を越える移動は、最大限自粛してください。
- 感染者やその家族、医療福祉関係者等を、絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。